規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体	■該当	箇条4	箇条4 一般要求事項(JIS C 9335-1(以下、第1部)の規	
第1項		に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	□非該当		定による。)	
		それがないよう設計されるものとする。			機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人	
					体及び/又は周囲に危害をもたらさないように安全に機	
					能する構造でなければならない。	
第二条	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保す	■該当		第1部の第二条第2項に該当する規定によるほか、次に	
第2項		るために、形状が正しく設計され、組立てが	□非該当		よる。	
		良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。		箇条 22	箇条 22 構造	
				22.14	22.14 床下電熱ボードは、床構造内に設置するために障害	
					となる、ねじ頭部が機器外郭内に収まらないようなねじ	
					端子などを組み込んではならない。	
				22.104	22.104 接続装置は、工具を用いないで取り外すことがで	
					きてはならない。	
				22.105A	22.105A 発熱部の内部に温度ヒューズ、自動温度調節器、	
					温度過昇防止装置などの自動スイッチをもつ床下電熱ボ	
					ードは、表面積に対応した個数を均一に取り付けなけれ	
					ばならない。	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.102	24.102 電熱ユニット及び床下電熱ボードの制御装置、並	
					びにその他の部品によってこの規格を満たす場合、シー	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条					ト状の可とう性電熱素子とともに供給するか、又は別途	
第2項					入手可能なように施工説明書に適切な記載をしなければ	
続き					ならない。	
				<b>箇条 25</b>	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.3	25.3 電熱ユニット及び床下電熱ボードは、固定配線への	
					恒久的な接続手段を組み込んでいなければならない。	
				<b>箇条 26</b>	箇条 26 外部導体用端子	
				26.1	26.1 電熱ユニット及び床下電熱ボードには、ねじ端子を	
					組み込んではならない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転 (第1部の規定による。)	
第1項	る設計等	態の発生を防止するとともに、発生時におけ	□非該当		機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、	
		る被害を軽減する安全機能を有するよう設			及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的	
		計されるものとする。			損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければなら	
					ない。	
第三条	安全機能を有す	電気用品は、前項の規定による措置のみによ	■該当		第1部の第三条第2項に該当する規定によるほか、次によ	
第2項	る設計等	ってはその安全性の確保が困難であると認	□非該当		る。	
		められるときは、当該電気用品の安全性を確		箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		保するために必要な情報及び使用上の注意		7.1	7.1 電熱ユニット及び床下電熱ボードの場合には、定格入	
		について、当該電気用品又はこれに付属する			力を表示しなければならない。	
		取扱説明書等への表示又は記載がされるも			シート状の可とう性電熱素子の場合には、長さあたりの定	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条		のとする。			格入力を表示しなければならない。	
第2項				7.12.1	7.12.1 電熱ユニットには、施工説明書を備えなければなら	
続き					ない。電熱ユニットの施工説明書には、施工中の損傷を受	
					けないようにするための予防措置などを記載しなければ	
					ならない。	
				7.12.101	7.12.101 コンクリート若しくは類似の材料の床又はタイ	
					ルの下に電熱ユニットを施工する場合の施工説明書には、	
					施工に際して規定の注意事項を記載しなければならない。	
				7.12.102	7.12.102 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットを金属の天井	
					又は床に施工する場合、施工説明書には、シート状の可と	
					う性電熱素子は天井又は床によって完全に覆う旨などを	
					記載しなければならない。	
				7.12.103	7.12.103 電熱ユニットが感電に対する保護について分類	
					していない場合、タイルによって覆われた床に施工する電	
					熱ユニットの施工説明書には、電熱ユニットを追加の電気	
					絶縁物で覆う旨を記載しなければならない。	
				7.12.104	7.12.104 現場で切断可能なシート状の可とう性電熱素子	
					の施工説明書には、この作業が製造業者によって認めら	
					れ、かつ、電気工事士の資格をもつ人だけが行う旨などを	
					記載しなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第三条				7.12.105	7.12.105 蓄熱仕様の電熱ユニットの施工説明書には、定格	
第2項					蓄熱時間を記載しなければならない。	
続き				7.12.105A	7.12.105A 床下電熱ボードには、据付説明書又は施工説明	
					書を備えなければならない。床下電熱ボードの据付説明書	
					又は施工説明書には、機器の施工において、専門家による	
					電気工事が必要である旨などを記載しなければならない。	
				箇条 24	箇条 24 部品	
				24.102	24.102 電熱ユニット及び床下電熱ボードの制御装置、並	
					びにその他の部品によってこの規格を満たす場合、シート	
					状の可とう性電熱素子とともに供給するか、又は別途入手	
					可能なように施工説明書に適切な記載をしなければなら	
					ない。	
第四条	供用期間中にお	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当		第1部の第四条に該当する規定によるほか、次による。	
	ける安全機能の	供用期間中、安全機能が維持される構造であ	□非該当	箇条 18	箇条 18 耐久性	
	維持	るものとする。		18.101	18.101 電熱素子から電源接続用口出し線及び相互接続電	
					線への接続は、熱サイクル試験を行った後でも、接続は確	
					実でなければならない。	
				18.102	18.102 電気抵抗材料とシート状の可とう性電熱素子の電	
					極との間の電気的接続は、耐久試験を行った後でも、接続	
					は確実なものでなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第四条				18.103	18.103 PTC 電熱素子を用いない電熱ユニットは、使用	
続き					中、抵抗値が著しく減少してはならない。	
第五条	使用者及び使用	電気用品は、想定される使用者及び使用され	■該当		第1部の第五条に該当する規定によるほか、次による。	
	場所を考慮した	る場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は	□非該当	箇条6	箇条6分類	
	安全設計	物件に損傷を与えるおそれがないように設		6.1	6.1 定格電圧が 150 V を超える床下電熱ボードの場合、金	
		計され、及び必要に応じて適切な表示をされ			属の外郭をもつもの又はシート状の可とう性電熱素子を	
		ているものとする。			金属で覆った構造をもつものはクラスI機器、それ以外は	
					クラスⅡ機器でなければならない。	
				6.2	6.2 コンクリート又はこれと類似の材料の床に施工する	
					電熱ユニットは、水の有害な浸入に対して、IPX7 以上で	
					なければならない。	
					その他の電熱ユニット及び床下電熱ボードは、IPX1 以上	
					でなければならない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.104	22.104 電源接続用口出し線及び相互接続電線に取り付け	
					る接続装置は、クラスⅡ構造でなければならない。	
第六条	耐熱性等を有す	電気用品には、当該電気用品に通常想定され	■該当	箇条 11	箇条11 温度上昇(第1部の規定による。)	
	る部品及び材料	る使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等	□非該当		モータ巻線、配線及び巻線以外の絶縁物の上限値は、規定	
	の使用	を有する部品及び材料が使用されるものと			する値を超えてはならない。	
		する。		箇条 22	箇条 22 構造	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第六条				22.21	22.21 木材、綿、絹、紙その他これに類する繊維性又は吸	
続き					湿性がある材料は、含浸を施さない限り絶縁物として用い	
					てはならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 24	箇条24部品(第1部の規定による。)	
					部品は、合理的に適用できる限り、関連規格に規定する安	
					全性に関する要求事項に適合しなければならない。	
				箇条 30	箇条30 耐熱性及び耐火性	
				30.1	30.1 非金属製の外側の部分、接続部を含む充電部を保持	
					する絶縁物、及び付加絶縁又は強化絶縁として用いている	
					熱可塑性絶縁物は、十分な耐熱性をもっていなければなら	
					ない。(第1部の規定による。)	
第七条	感電に対する保	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応	■該当	箇条8	箇条8 充電部への接近に対する保護(第1部の規定によ	
第1号	護	じ、感電のおそれがないように、次に掲げる	□非該当		る。)	
		措置が講じられるものとする。		箇条 22	箇条22 構造(第1部の規定による。)	
		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとと			充電部が、可触金属部に接触するおそれがない構造でなけ	
		もに、必要に応じて、接近に対しても適切に			ればならない。	
		保護すること。		箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.22	25.22 機器用インレットは、コネクタの挿入及び取外しの	
					間、充電部に触れないような構造でなければならない。(第	
					1部の規定による。)	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第七条				箇条 26	箇条26 外部導体用端子(第1部の規定による。)	
第1号					端子は、外郭のカバー又は一部を取り外さないと触れるこ	
続き					とができないものでなければならない。	
第七条	感電に対する保	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないよ	■該当		第1部の第七条第2号に該当する規定によるほか、次によ	
第2号	護	うに抑制されていること。	□非該当		<b>వ</b> .	
				<b>箇条 22</b>	箇条22 構造	
				22.105	22.105 湿度のある床下に施工するクラス Ⅱ 構造の電熱ユ	
					ニットは、使用者を過度の容量性電流にさらしてはならな	
					V.	
第八条	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受ける	■該当		第1部の第八条に該当する規定によるほか、次による。	
		おそれがある内外からの作用を考慮し、か	□非該当	箇条 16	箇条 16 漏えい電流及び耐電圧	
		つ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保た		16.3	16.3 基礎絶縁だけをもつ電熱ユニットは規定する耐電	
		れるものとする。			圧試験に耐えなければならない。	
				箇条 19	箇条 19 異常運転	
				19.101B	19.101B 可とう性電熱シート及び床下電熱ボードの異常運	
					転試験後、それらの絶縁抵抗は、規定の値以上でなければ	
					ならない。	
				<b>箇条22</b>	箇条 22 構造	
				22.102	22.102 シート状の可とう性電熱素子の接続部分及び端を	
					覆う絶縁物は、規定する耐電圧試験に耐えなければならな	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	I/∧	項目番号	規定タイトル・概要	
第八条					ν <sub>°</sub>	
続き				箇条 29	箇条 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	
				29.3.2	29.3.2 クラス Ⅱ 電熱ユニットの場合、負荷絶縁は、シート	
					状の可とう性電熱素子の上に2層の絶縁材で構成し、規定	
					する耐電圧試験に耐えなければならない。	
第九条	火災の危険源か	電気用品には、発火によって人体に危害を及	■該当		第1部の第九条に該当する規定によるほか、次による。	
	らの保護	ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがない	□非該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
		ように、発火する温度に達しない構造の採		19.101A	19.101A 異常運転試験において、機器及び綿ふとんは発火	
		用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措			してはならない。	
		置が講じられるものとする。				
第十条	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人	■該当		第1部の第十条に該当する規定によるほか、次による。	
		体に危害を及ぼすおそれがある温度となら	□非該当	箇条 11	箇条11 温度上昇	
		ないこと、発熱部が容易に露出しないこと等		11.8	11.8 表面の温度上昇は、規定の温度上昇値を超えてはな	
		の火傷を防止するための設計その他の措置			らない。	
		が講じられるものとする。	_			
第十一	機械的危険源に	電気用品には、それ自体が有する不安定性に	■該当	箇条 22	箇条 22 構造	
条第1項	よる危害の防止	よる転倒、可動部又は鋭利な角への接触等に	□非該当	22.14	22.14 機器には、通常使用時又は使用者による保守の際に	
		よって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷			危険を及ぼすおそれがある凹凸のある角又は鋭い角があ	
		を与えるおそれがないように、適切な設計そ			ってはならない。(第1部の規定による。)	
		の他の措置が講じられるものとする。		22.15	22.15 可とうコード用の巻付けフックその他これに類す	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十一					るものは滑らかでなければならない。(第1部の規定によ	
条第1項					る。)	
続き				<b>箇条23</b>	箇条 23 内部配線	
				23.1	23.1 配線路は、滑らかでなければならない。 (第 1 部の	
					規定による。)	
				<b>箇条 25</b>	箇条25 電源接続及び外部可とうコード	
				25.9	25.9 電源コードは、機器のとがった部分又はとがった角	
					に接触してはならない。(第1部の規定による。)	
第十一	機械的危険源に	電気用品には、通常起こり得る外部からの機	■該当		第1部の第十一条第2項に該当する規定によるほか、次に	
条第2項	よる危害の防止	械的作用によって生じる危険源によって人	□非該当		よる。	
		体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与える		箇条 21	箇条21機械的強度	
		おそれがないように、必要な強度を持つ設計		21.101	21.101 電熱ユニットは、規定の曲げ試験を行った後、損	
		その他の措置が講じられるものとする。			傷があってはならない。	
				21.102	21.102 電熱ユニットは、電熱素子の表面を鋼製のピンで	
					引っかく試験を行った後、損傷があってはならない。	
				21.103	21.103 遮蔽された絶縁電熱線がシースで覆われている場	
					合、電熱ユニットは、荷重試験後、耐電圧試験に耐え、遮	
					蔽された絶縁電熱線のシースは貫通してはならない。	
				21.104	21.104 機械的保護のための追加の層の材料の試料は、鋼	
					製のピンを用いて力を加えて引っかく試験を行った後、貫	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	M=	項目番号	規定タイトル・概要	
第十一					通してはならない。	
条第2項				21.104A	21.104A 床下電熱ボードは、通常の使用状態で設置し、規	
続き					定の荷重を加えた後、各部にひび及び害れが生じてはなら	
					ない。	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.101	22.101 電線、接続部分又はシート状の可とう性電熱素子	
					は、電熱ユニットの電源接続用口出し線に規定の力をかけ	
					る試験を行った後、損傷があってはならない。	
				22.103	22.103 シート状の可とう性電熱素子を積層する電気絶縁	
					のシートの接着剤は、規定の接着能力がなければならな	
					V <sub>0</sub>	
第十二	化学的危険源に	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物	■該当	箇条 19	第1部の第十二条に該当する規定によるほか、次による。	
条	よる危害又は損	質が流出し、又は溶出することにより、人体	□非該当		箇条19 異常運転	
	傷の防止	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお		19.101A	19.101A 異常運転試験において、危険な量の有毒ガスが機	
		それがないものとする。			器から漏れてはならない。	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのあ	■該当	箇条 32	箇条32放射線、毒性その他これに類する危険性(第1部	
条	せられる電磁波	る電磁波が、外部に発生しないように措置さ	□非該当		の規定による。)	
	による危害の防	れているものとする。				
	止					

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

女小事识		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文	₩ <b>&gt;</b> □	項目番号	規定タイトル・概要	
第十四	使用方法を考慮	電気用品は、当該電気用品に通常想定される	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転	
条	した安全設計	無監視状態での運転においても、人体に危害	□非該当	19.9	19.9 遠隔制御若しくは自動制御によって運転するモータ	
		を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが			をもつ機器、又は連続運転を行う可能性がある機器には、	
		ないように設計され、及び必要に応じて適切			過負荷運転試験において、巻線の温度が規定の値を超えて	
		な表示をされているものとする。			はならない。(第1部の規定による。)	
				箇条 22	箇条 22 構造	
				22.40	22.40 遠隔操作用の機器には、機器の動作を停止させるた	
					めのスイッチを取り付けなければならない。(第1部の規	
					定による。)	
				22.49	22.49 遠隔操作の場合、運転持続時間を設定しない限り、	
					機器が始動できないようにしなければならない。 (第1部	
					の規定による。)	
				22.50	22.50 機器内に組み込んだ制御装置がある場合、それが遠	
					隔操作によって操作される制御装置よりも優先されなけ	
					ればならない。(第1部の規定による。)	
				22.51	22.51 機器上には、機器が遠隔操作用に調節されているこ	
					とを示す視覚的表示がなければならない。 (第1部の規定	
					による。)	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な始動によって人体に危害	■該当	箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
条第1項	び停止による危	を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれが	□非該当		異常運転試験において、機器は、危険な誤動作を起こして	
	害の防止	ないものとする。			はならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

<b>文</b> 尔子文		技術基準	該当		規格	補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、動作が中断し、又は停止したと	■該当		第1部の第十五条第2項に該当する規定(箇条20は除く。)	
条第2項	び停止による危	きは、再始動によって人体に危害を及ぼし、	□非該当		によるほか、次による。	
	害の防止	又は物件に損傷を与えるおそれがないもの		箇条 24	箇条 24 部品	
		とする。		24.101	24.101 温度過昇防止装置は、トリップフリー機構をもつ	
					非自己復帰形でなければならない。	
第十五	始動、再始動及	電気用品は、不意な動作の停止によって人体	□該当	_	_	一般的に、不意
条第3項	び停止による危	に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるお	■非該当			な停止によって
	害の防止	それがないものとする。				人体に危害を及
						ぼし又は物件に
						損傷を与えるお
						それがないた
						め、非該当が妥
						当と考える。
第十六	保護協調及び組	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系	■該当	箇条 10	箇条10 入力及び電流(第1部の規定による。)	
条	合せ	統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異	□非該当		機器に定格入力(定格電流)が表示されている場合、通常	
		常な電流に対する安全装置が確実に作動す			動作温度における入力(電流)は、許容値を超える差があ	
		るよう安全装置の作動特性を設定するとと			ってはならない。	
		もに、安全装置が作動するまでの間、回路が		箇条 19	箇条19 異常運転(第1部の規定による。)	
		異常な電流に耐えることができるものとす			故障状態の下での機器の安全性をヒューズによって確保	
		<b>వ</b> .			する場合は、適切なものを選ばなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	- 該ヨ	項目番号	規定タイトル・概要	
第十六				箇条 25	箇条 25 電源接続及び外部可とうコード	
条続き				25.8	25.8 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈の別表	
					第一に適合したコード以外の電源コードの導体は、規定す	
					る値以上の公称断面積をもつものでなければならない。	
					(第1部の規定による。)	
第十七	電磁的妨害に対	電気用品は、電気的、磁気的又は電磁的妨害	■該当	箇条 19	箇条 19 異常運転	
条	する耐性	により、安全機能に障害が生じることを防止	□非該当	19.11	19.11 回路全体又は回路の一部について、電子部品におけ	
		する構造であるものとする。			る任意の 2 端子間の短絡や集積回路の故障等の単一故障	
					状態を起こした場合であっても、炎、溶融金属又は危険な	
					量の有毒性若しくは可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、	
					温度上昇は規定の値を超えてはならない。 (第1部の規定	
					による。)	
				19.11.4	19.11.4 電子的スイッチを持つ機器には、規定するイミュ	
					ニティ試験を実施しなければならない。(第1部の規定に	
					よる。)	
				箇条 29	箇条29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁(第1部の規定	
					による。)	
					機器は、受ける可能性がある電気的ストレスに耐えるのに	
					適した空間距離を持つ構造でなければならない。	

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第十八	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送	■該当	_	_	J55014-1 等の別
条		受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑	□非該当			規格で規定され
		音を発生するおそれがないものとする。				ている。
第十九	表示等(一般)	電気用品は、安全上必要な情報及び使用上の	■該当		第1部の第十九条に該当する規定によるほか、次による。	
条		注意(家庭用品品質表示法(昭和三十七年法	□非該当	箇条7	箇条7表示、及び取扱説明又は据付説明	
		律第百四号)によるものを除く。)を、見や		7.14	7.14 施工又は暖房の種類に関する記号を用いる場合、そ	
		すい箇所に容易に消えない方法で表示され			の記号の高さは15 mm 以上でなければならない。	
		るものとする。		7.15	7.15 機器のスイッチ及び制御装置についての表示は、そ	
					れぞれの部品上又はその近傍になければならない。	
				7.101	7.101 電熱ユニットの位置を示すために、十分な大きさの	
					ラベルに規定の事項を記載し、施工場所ごとに表示しなけ	
					ればならない。	
第二十	表示等(長期使	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定	□該当	_	_	_
条第1号	用製品安全表示	によるほか、当該各号に定めるところによ	■非該当			
	制度による表	<b>వ</b> .				
	示)	一 扇風機及び換気扇(産業用のもの又は電				
		気乾燥機(電熱装置を有する浴室用のものに				
		限り、毛髪乾燥機を除く。)の機能を兼ねる				
		換気扇を除く。) 機器本体の見やすい箇所				
		に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない				

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二十		方法で、次に掲げる事項を表示すること。				
条第1号		(イ) 製造年				
続き		(ロ) 設計上の標準使用期間(消費生活用製				
		品安全法 (昭和四十八年法律第三十一号) 第				
		三十二条の三第一項第一号に規定する設計				
		標準使用期間をいう。以下同じ。)				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	二 電気冷房機(産業用のものを除く。) 機	□該当	_	_	_
条第2号	用製品安全表示	器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、	■非該当			
	制度による表	かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事				
	示)	項を表示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	三 電気洗濯機(産業用のもの及び乾燥装置	□該当	_	_	_
条第3号	用製品安全表示	を有するものを除く。)及び電気脱水機(電	■非該当			

規格番号: JIS C 9335-2-96: 2019

技術基準			該当	規格		補足
条項	タイトル	条文	談ヨ	項目番号	規定タイトル・概要	
第二十	制度による表	気洗濯機と一体となっているものに限り、産				
条第3号	示)	業用のものを除く。) 機器本体の見やすい				
続き		箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消え				
		ない方法で、次に掲げる事項を表示するこ				
		と。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				
第二十	表示等(長期使	四 テレビジョン受信機(ブラウン管のもの	□該当		_	_
条第4号	用製品安全表示	に限り、産業用のものを除く。) 機器本体	■非該当			
	制度による表	の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、				
	示)	容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表				
		示すること。				
		(イ) 製造年				
		(ロ) 設計上の標準使用期間				
		(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用				
		すると、経年劣化による発火、けが等の事故				
		に至るおそれがある旨。				